

寄付金管理規程

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「本法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において「寄付金」とは、使途および期間を定めず、または使途および期間を定めて、募金活動を行うことによって受領する財産（金銭及び有価証券のほか、これに限らない財産権をすべて含む）をいう。

(募金活動)

第3条 本法人は、いつでも、使途及び期間を特定せず、募金活動を行うことができる。
2 本法人は、特定の目的のために、使途及び期間を定めて募金活動を行うことができる。この場合において、募金活動を行うにあたっては、募金の使途、募集期間、募集対象、募集理由、その他必要な事項につき、理事会の決議を経て行うものとする。

(募金に係る結果の報告)

第4条 本法人は、前条第2項の規定に基づき特定の目的のために使途及び期間を定めて募金活動を行ったときは、得られた募金の総額、使途、その他必要事項について、本法人ウェブサイトに掲載して公開する。

(本規程の改正手続)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行うことができる。

附則

本規程は、令和3年3月30日から施行する。